

平成29年度第3回宗像市介護保険運営協議会 議事録

期 日:平成29年9月19日(火)
時 間:午後6時30分～午後8時30分
会 場:宗像市役所 103A会議室
(北館1階)

<出席者>

【委員】

伊規須委員、大林委員、岡山委員【副会長】、奥田委員、坂元委員、西崎委員、長谷川委員、丸山委員、三好委員、山下委員、吉田晴委員、吉田道委員【会長】
(欠席)江頭委員、小林委員、飛鷹委員

【事務局】

篠原健康福祉部長、中村保険医療担当部長、嶋田介護保険課長、下垣地域包括支援センター所長、恵谷健康課長、衣笠高齢者支援課長、長濱介護保険係長、安川介護保険係長、高宮介護予防係長、栗田介護認定係長、山口地域包括支援係長、副田高齢者サービス係長、松井保健福祉政策係長、有吉健康推進係長、萩野健康推進係長、豊福地域包括支援係企画主査、西村介護保険係企画主査

<会議次第>

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

(1) 審議事項

○高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子案について 【資料1】

(2) 報告事項

○在宅介護実態調査の結果報告 【資料2】

○認知症初期集中支援チームの設置 【資料3】

○指定地域密着型サービス事業所の指定更新について 【資料4】

※地域密着型サービス部会委員については部会【資料1】と兼用

4 その他

5 閉会

1. 開会

【事務局】

1分前でありますけれども、今日出席ご予約の方はいらしておられますので、始めさせていただきたいと思います。まず、委員の出欠ですが、本日は江頭委員、小林委員、飛鷹委員、3名が欠席となっております。残り12名ということで会議は成立しております。もう一つ資料の確認ですが、事前にお送りしました資料1から資料4、それと本日配布しました当日配布分資料以上お揃いでしょうか。それでは、平成29年度第3回宗像市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日の議事録署名人の確認ですが、名簿順で長谷川委員となっておりますので、次回、サインのご協力をお願いします。

2. 会長挨拶

【事務局】

会長ご挨拶をお願いします。

【会長】

皆さんこんばんは。ヒヤヒヤさせて申し訳ございません。30分までには間に合うと思って出て来たんですけど、申し訳ございません。私事ですが、先週の金曜日母方のおばが亡くなりました。埼玉県川越市、施設に入っておりましたけれども、彼女の通夜が今週の水曜日で、告别式が木曜日。報道等では知っておりましたが、東京都や埼玉県は火葬場の数が足りないということを実体験として経験してまいりました。宗像市につきましても、高齢化が進んできた場合に、そういうことも深刻な問題として今後あるのではないかというのをふと思いましたので、冒頭にちょっとお話しさせていただきました。当協議会は市長の諮問を受け、第7期の介護保険事業計画の策定について審議することになっております。今回からは計画策定のための具体的な審議に入っておりますので、前回の運営協議会でもご意見を賜りましたように、専門職とか被保険者とかそれぞれの団体、あるいは職種等のお立場でどうぞ忌憚のないご意見を活発にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、早速議題に入らせていただきます。審議事項です。本日の議題は、審議事項が1項目、報告事項が3項目ございます。事務局から提案があるということですので、お諮りさせていただきます。

【事務局】

はい。提案が2点ございます。1つは、審議事項の前に報告事項の1点目、在宅介護実態調査の結果報告こちらは計画策定のための基礎資料として関連すると思われまますので、順番を変更して、その結果報告を先にお願ひしたいと思います。それと、もう1点ですが、本日配布資料の施設整備方針に関する事項について、こちらを(1)審議事項に追加していただいて、ご意見等をお伺いできればと考えておりますので、よろしく願ひします。

【会長】

ただいまの事務局の提案に関しまして、皆さんご異存はございませんでしょうか。

(一同異存なし)

【会長】

ご異存なしということで、報告事項の1つ目、在宅介護実態調査の結果報告について、事務局のほうよりよろしく願ひします。

3. 議題

(1)報告事項

○在宅介護実態調査の結果報告

<事務局説明>

【会長】

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局の結果報告につきまして、どなたかご質問やご意見ないで

しょうか。ないようでしたら、私のほうから1点ちょっとお伺いしたいことがあるんですけど、だいたい要介護の
カテゴリー分類は要支援から要介護1から、2で、3以上でしたかね。になっているんですけど、就労継続見込
みのところだけ要支援1～要介護1であと要介護2以上とか、そこだけカテゴリーの分類の仕方がちょっと違う
ところはどうしてなのかなと思ったのと、それと認知症のところも、認知症自立度がこのとこだけ自立+Iで
あとII以上と、他のところは自立+I、II、それからIII以上というふうな分類をだいたいされてるんですけど、
ここだけなんか違うんですけど、なんか意味はあるんでしょうか。

【事務局】

この報告書自体が国が出している、簡単に言えば結果を入れれば国が勝手にコンピューター上で報告書をつ
くってくれてということで、今、ご指摘があるようなカテゴリー分けも国のフォームに則って、国がつくっている
ものを打ち出したものです。想像して当たっているかどうかはわかりませんが、実はちょっと説明しませんでした
けど、これ、かなりクロス集計といいますけど、やっていくとサンプルがどんどん少なくなっていきます。下手
すると1桁しかないサンプルもあって、実際それを分析してもあまり意味はないんですが、一応やっていますけど、
あまり細かくするとサンプルが少なくなって、ちょっとおかしいけど乱暴に要支援2以上全部取るとか、そういう
ことをちょっと作為的にやっているところはあるかもしれません。申し訳ございません。

【会長】

ありがとうございました。他にどなたかいらっしゃいますか。ないようですので、それでは、審議事項に入ります。
高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子案について、事前に資料1の表紙に記載されていたとおり、今回は第1章から第3章までの審議を行います
が、それ以外についてもお気づきの点などがあれば、ご意見をいただければと思います。では、事務局から説明をお願いします。

(2) 審議事項

○高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子案について

<事務局説明>

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、第1章から第3章までの説明について、まとめてご質問とご意見
をお受けしたいと思います。どなたかご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【副会長】

今後、計画がずっと策定が進む過程において、取り入れられていくのではないかと思います。現時点でち
よっと気がついたことといいますか、これはどういうことだろうかということを申し上げておきたいと思
います。まず、第1節の「計画策定の背景と趣旨」ですけれども、「介護保険料の高騰や家族介護者の負担が重くなるこ
とも懸念されます」と書いてありますが、いわゆる家庭における介護力の低下っていうのがさらに進むとい
うことは、これはもうはっきりしたわけで、そういうのもひとついるのではないかなという気がします。これは、文
言があるかどうかというのは、また検討していただければいいですけども、ちょっと気になります。それから、
ずっと、次に3ページのところに新しく30年度から施行される介護医療院とかそういったものの説明が書かれ
ております。確か私の記憶では、30年度から介護入門研修なんかが始まるとではなかったですかね。確かそ
ういうのが今検討されているように聞いております。これは一般の住民の方も対象にした、そういうものが新し
く改正の中に取り入れるっていうようなことを聞いております。それは、定かではありませんが、そこ辺が行わ
れた場合には、どういうふうな取り入れ方をするかっていうことですね。特に介護の現場では今、人材難、それ
から離職っていうのは大きい問題で、サービスの確保が、これは法人とか施設によって異なりますけども、か
なり厳しいっていうところも現実にあるわけです。そこ辺も問題がありますので、介護入門研修なるものをもし市
のほうでつかんであるならば、どういうふうに取り入れられていくかということ、ちょっと聞かせていただ
きたいと思います。それから、15、16の第3節の施策の体系もいいとですかね。これはいいんですかね。ちよ
っと読ましていただきよりますと、実態調査の集計報告の中にも出てきておりますが、これはあくまでも現時
点の状態でありまして、この計画が3年間の計画ということになりますと、当然、住民の方のニーズとか高
齢者に対する手立てとかっていうのが変わってくるのはおわかりのとおりです。それで、2番目の生活環境の整備、
16ページですが、ここに施設等の整備とか住宅改修とかいろいろ掲げてありますが、まず、お聞きしたいの
がですね、サービス付高齢者住宅、これを市はどういうふう考えてあるのかというのが1つです。それから
次の基本目標の4の在宅生活の継続支援っていうのがあります。先ほども集計結果で説明がありましたけれど

も、やはり、買い物の支援であるとか、あるいはごみ出しであるとかっていうのは、大きい項目にはならんのかもしれませんけれども、こういうものがある。4番目に配食サービス事業っていうのがある訳ですね。これは上がってきとるけども、それに対する生活の支援の事項を1項目ぐらい上げる必要があるのではないかというふうに思います。それから、基本目標の5は今から入ってくるわけですけども、先ほど申し上げましたように、介護人材の確保っていうのが非常に厳しい。それを国が設ける加算とか、あるいは手立てだけやっつけば何とかなる、介護離職も出らんっていう、なかなか施策の成果っていうのは目に見えて表れてないように思われます。法人や施設が1人で苦勞して支えているという部分もあるんですね。それで、何かちょっと施設で働く人とか、在宅の福祉サービスをするような人を育てたり増やしたりするようなことがなんか考えられなくなっているのは、これは、私の希望です。そういうふうなことを今読ませていただいて気になりました。以上です。

【会長】

今のご質問とご要望に関して、事務局のほうからご回答をお願いいたします。

【事務局】

今、5点だったと思います。1点目なんですけど、冒頭の計画策定の背景と趣旨の中に介護力の低下のことを盛り込んでほしいというご意見ですね。ということですね。

【副会長】

それも大きい問題としてあるやないですか。だから、ことさらに入れる必要があるのではないかと。意見です、これは。ないからどうこうっていう話ではないんですけど。

【事務局】

前回、ご報告しましたように各種調査の結果をまた吟味してですね、介護力の低下、これの課題を盛り込むかどうかは今後検討課題とさせていただきます。2点目は、今度から福岡県が実施する入門研修のことですよ。介護初任者研修、いわゆる職業としての資格を取得するのではなくて、一般市民も高齢者も含めた一般の方が、少ない時間数で簡単な介助を習得すると、そのことですよ。それが、ちょっとここに上げている、3ページ目に上げている計画のポイントっていうのが、法改正の部分をも上げていただいているので、そのところはちょっと、先ほど言われた、最後の5点目の人材確保のところにも盛り込めればと今、思いましたので、ここは制度改正とは言えないと思うんで。

【副会長】

これは、県の場合も30年度から介護入門研修っていうのは、新たに始めるとやないですか。

【事務局】

開始がいつだったっていう記憶がちょっと定かではないんですが。

【副会長】

私が申し上げたいのは、そういう制度がスタートするので、現実在宅においてご家族が自分の身内を介護するために必要なだけでなく、そのことが、いわゆる介護入門研修ですから、介護従事者が非常に少ない、人材難であるということの解決の一途になるんじゃないかと、そのことについて、市も県がやっているとだけではなくてですね、なんかありませんかっていうことを言いよるわけですね。

【事務局】

人材確保の施策については、かなり市町村単独ではなかなか難しいと申しますか、やっぱり国、県をはじめとして広域的な行政っていうかですね、そちらのほうにかなり担っていただく部分が多いんですけども、市としてもやっぱりそういった広報とか周知とかPRのほうで、こういったものがありますよというふうに住民の方にお知らせしていければとは思っていますが、市町村単独でっていうのは、なかなか難しいとは思いますが、将来の介護の業界のことを考えるとですね、小学校、中学校とかお子さん、そこら辺の、例えば、すぐ近くの事業所見学とか交流の場を設けるとか、そういったことで介護の仕事への興味を根づかせていただければとか、そういうことはやっていきたいと思えます。

【副会長】

国がやる事業、県がやる事業ということはよくわかっておるわけですが、県がやる事業だからですね、市が関わらんってことないやないですか。市民に対するPRとか勧奨の仕方とかですね。あるいは、それを受けやすいような手立てっていうのは考えることはできるのではないかと、そういう投げかけです。

【事務局】

副会長ご指摘のとおりでありましてですね、あくまで3節、施策の体系、あくまでこれは市が進めていこうという、第7期の施策体系ですので、例えば、基本目標3の社会参加の推進、これは副会長からご意見いただいたとおり、業として職としてなさるわけではなくても、きちんと介護の知識なりを習得してみようという方、これが

社会参加につながるのか、ないしは基本目標4の家族介護者の支援の充実になるのか、この辺はまだはっきりわからないところがありますが、福岡県さんの状況を確認させていただきまして、どちらかに、表現的なところで盛り込まさせていただくような検討をさせていただければというふうに思います。

【副会長】

あと、サービス付高齢者住宅の考え方だけで。

【事務局】

サービス付高齢者向け住宅ですね。今、市内には4つございます。これからも建築される可能性はあります。これは県への届け出、許認可は必要ないんですよ。民間の資本が土地の有効活用を図るために投資して、建てるのは自由意志なんですけど、一応その建築計画は県に届け出が出たときに市町村として、介護福祉分野からご意見はありませんかというような、意見照会が来るんですね。その際に、宗像市では必要ないとわれわれが判断できるような状況であった際には、宗像市はこれ以上福祉計画に支障をきたすので建築は控えていただきたいというような意見を言うことはできるんですけど、じゃあ、それに従わなかったら違法かっていうと、いわゆる都市計画法とか建築基準法に合致しておればですね、建築は止められないんですよ。宗像市に建ったからといって、宗像市民しか入れないわけではなく、北九州市からとか、福岡市から、あるいは県外からでも自由に入れるんですね。ですので、宗像市に建った、即、宗像市の介護財政がパンクという図式は今のところは心配ないと思ってます。

【事務局】

若干、補足させていただきます。今ご説明しましたようなところではありますけど、実は以前、いわゆる住所地特例っていうのがありませんで、要は、建ったところに新たに市外から入居されますと、その市町村の運営する介護保険で運用しなきゃいけないっていうような状況がございましたので、市としても積極的に施策を進めてこなかった経緯がございます。ただ、住所地特例ができて、従前の住所地の介護保険で使えるというふうな制度に変更になりましたので、これは、1つの考え方としまして、今、戸建てにお住まいの方がやはりいろんな生活利便の観点から、中心市街地に近いところに居を移すなど、住み方の選択の問題として可能性はあるのかなというふうに考えるところではありますので、これについては都市計画のセクションですとか、ちょっと協議をさせていただいてですね、これも先ほど申しましたとおり、基本目標3の生活環境の整備のところあたりに、どう表記するか、盛り込むのかというふうな検討をさせていただきたいというふうに思うところがございます。

【事務局】

4点目には、先ほどの生活支援ですかね。買い物とかごみ出しは、確かにちょっとした介護保険の隙間と申しますか、そういったところを埋める支援ということで、なかなか介護保険の中では難しい部分なんですけど、そこら辺も基本目標4の4の③生活支援ボランティアの育成や活動の支援、ここら辺りで住民主体と申しますか、地域における住民の取り組みの中で、そういった方たちを育成っていったら偉そうなんですけど、お願いしていきたいと考えてますので、そこにもう少し膨らませて記載できればと思ってます。最後に人材確保ですかね。先ほど入門研修のところでも申しましたが、確かに先ほども申しましたように宗像市だけで介護研修っていうのは、なかなか難しいんですけども、地元の法人さんでは、ケアスクールっていうのをやって、毎年、そういった介護の職員を育成するような講座をやっておられますし、あと、古賀市の法人さんもやられていますね。自前で介護職員養成講座ということで、そこら辺の民間の力も借りながらですね、介護の仕事っていうのはこんなにきついか、給料が安いとかマイナスのイメージばかりでとられますけれども、やっぱりやり甲斐のある仕事ですよっていうのは、周知、PRしていきたいと思ってます。

【会長】

ありがとうございます。多分、副会長が言われたかったのと少しズレてるような印象があるんですけど、おそらく、例えば、県とか国の事業であっても、市が積極的にもうちょっと方向性を示すようにしたらどうかということがおっしゃりたかったんじゃないかと思うのと、民間頼みにしないで、市も積極的に協力する姿勢をして、されるっていうのを盛り込んだらどうかということと言われてたんじゃないかと思えますけども、少し何かその、サ高住に関しましても、これは私の意見ですけど、やっぱりサ高住が管轄が違うから、認可が違うからっていうことであっても、誰かが見張ってないっていったら悪いけども、宗像の中でそこに住まれてる方が、不利益をこうむるようなサービスを受けられてるような形のところは、やはり、どういった形かにしろ、うまく指導ができる範囲内で指導するとか、そういうような形を取れるような施策を少し講じていただきたいと思えますし、せっかく地域で芽生えているボランティア活動されてる方とか、NPO法人の方たちもいらっしゃいますけど、一般の方とか、あるいは介護支援専門員に周知されてない部分もありますから、そういうような形のマッピングとか、

そういうのもう少し広めていただくと、この地域には介護保険で利用できないサービスがある、こういうことが活きてるから、こういうのを利用されたらどうですかっていうような、介護支援専門員の仕事の幅が広がっていくってことも、骨子案ではないですけど、細かいとこの各論のところでもそういったところも少し何かしら工夫していただくといかなというふうに思いますんで、お願いします。他にどなたかいらっしゃいますか。どうぞ。

【委員】

計画策定の背景としてというようなのがありますが、要するに2025年に向かってシビアになってきますよと。介護ニーズがどんどん増えてきますと。その辺りが言葉として出てきてるんですが、もう少し具体的に計数的にこんなにシビアになるんだと、そういうことで基本計画のこういう施策をやっていかないかん。例えば、介護財政がこのまま進めば、何もやらなければこういう状態になります。あるいは、介護保険料が今少し上がってきてますけど、どんどん上がってきますよと。そのためにいろいろ行政だけじゃなくて、コミュニティあるいは個人、なんやかんや、基本計画をやっていって、これをできるだけ抑えていって、健全な施策をやっていくんだという、そのもととなります受給状況といいますか、その辺りをもう少し計数的に表現できれば、次のステップは、取り組みがやりやすくなるんじゃないか、そういうふうな感じがするんですが。

【事務局】

確かに事業計画ですから、計数っていうのは重要です。今回、まだ骨子案ということで、空欄に全てなってしまうんですけども、そういった将来に向けた推計値、特に2025年まで、その部分までの推計値はおいしい、次回から載せさせていただきます。

【委員】

ああ、そうですか。わかりました。

【会長】

よろしいですか。では、他にございますか。どうぞ。

【委員】

すいません。関わっているところの自分の生活圏の中で一番気になったのが、共生型サービスっていうところなんですね。言葉としては3ページで③で新しく出てきます。本当に障がい者で高齢者になっていかれる方が住まいを探すというのは非常に難しくなっています。やっぱり、住み慣れた障がい者の施設でその方がやっていかれるっていうのが、その方にとっても一番いいなってすごく感じています。それで、この共生型サービスっていうのが、宗像市内の中で、どのような、今、実態として、施設自体が動こうとしているとか、市がどういうふうな方向性を持つようとしているとかって、そこら辺が、今の現状の中で実態がわかれば教えていただきたいし、どういうふうに市として方針を持っていこうと思っていらっしゃるか、どこかに書いてあるかもしれませんけど、教えてください。

【事務局】

具体的な施策については、第5章のほうに入っていくかと思うんですけど、介護保険事業ですので、具体的な調査自体は実際しておりません。把握はしておりません。ただ、いろいろ事業所のほうからですね、現在、障がいのサービスを使って、65歳になったらやっぱり介護保険変わらなきゃいけないのかっていった声がある、実際ありましたので、そういった施設が今後ですね、このサービスが新しく制度が始まれば、移行していくのではないかと思います。その辺は今後確認していきたいと思います。

【委員】

もう一つ。一つ一つの施策は、並べていけると思うんですね。やっぱり、重なってくればケース会議っていうのがあると思いますが、生活困窮者で障がいがあるお子さんを持ってあって、住まいに困っててことで、いろんなところが重なるような事例があったときに、やっぱりケース会議とかかれてて、その資料っていうか、今まで関わってあったところでは、こういうことで困る。それから介護離職の説明もありましたけど、10%あるかないかっていう言葉で言われましたけど、このあるかないかの人たちが、本当に困ってあるので、そこを拾うっていうことをどのように、どこら辺に入れていこうとされているのかっていうのをお願いしたいと思います。

【会長】

何か意見というか、回答はできますか。

【事務局】

結構大きな話だなと思ってたんですけども、確かに介護保険だけでなく、障がいであったり、低所得者の施策っていうのは、国が言ってます「我が事・丸ごと」の路線に沿って、例えば、高齢者は地域包括支援センターで支援していきますよとか、障がい者は福祉課ですよとか、それぞれの縦割りじゃなくて、横の連携、せつかくの健康福祉部ですから、ここの中でやっぱり、ちょっと介護保険の事業計画というよりは、もう一つ上の計

画にもなってくるのかなとは思ったんですが、共生型サービスもその1つであると思いますので、ちょっとまだ明確に国のほうで基準とかが出てきてないのですよね、どのように各論の中で書くのかっていうのは、今はまだ書けない状況にありますので、おしい、すいませんけど、また、年末に向けて。

【事務局】

少しだけ今の段階でお話しできる内容かと思いますが、実は、今年度が、子ども包括支援センターっていうのを国の施策であるんですが、幼少期の頃から、厳密には生まれる前から、母子保健の段階から子どもをきちんと1つのラインの中でケアしていきましょと、そのつながりが成人であって、最終的には介護保険であってっていうふうな流れがありますので、そこを構築していくためにも若いほう、若年層をカバーするための子ども包括支援センター、これ仮称ですけども、こういったものをつくっていくような動きを市のほうでしております。まさに委員がおっしゃったとおり、1人の方についてきちんと1本通したケアをやっていくための方策の1つだと、最終的に若年、それから成人、それから高齢者っていうところが1本につながってくれば、今、おっしゃったことは実現できるだろうというところですけども、今、おっしゃったようなところの趣旨も含めて、検討して近々組織的にも実現するぐらいの段階に来ているというふうに思います。

【会長】

まだございます。はい、どうぞ。

【委員】

的を外れてたらごめんなさい。例えば、福祉でいえば自立支援協議会とかあっていて、関係の方々が集まった協議会、実があるかないかは知りませんが、ありますよね。私も関連計画との連携っていう箇所があるので、その中にこの高齢者福祉計画および介護保険事業計画っていうこれは骨格だと思ったので、今の意見を言わせていただいたんですけど、そこら辺実際しっかり宗像市でやってることを踏まえた、具体性を持ったことが少しでも言葉になって盛られていったらいいかなっていうつもりでお話しさせていただきました。

【会長】

ありがとうございました。現場で確実に言えることは、介護支援専門員が確実に困ってるのは、先ほどちょっと言われてましたけど、65歳っていうところで、障がいから介護保険に移行したときに、必ずその矢面に立つのは介護支援専門員なんです。だから、事務局は健康福祉部で横断的にやられてるっていうけど、現場ではやっぱり、障がいと介護保険は縦割りになってるっていう意見を持たれてるんで、今もそういうご意見がございましたように、せっかく、高齢者福祉計画・介護保険事業計画というふうに謳われてますから、そのところを縦じゃなくて横断的に計画していただきたいというのが、先ほどからお話しなさってる趣旨だと思いますんで、よろしく願いいたします。他にございますか。先ほど手を上げられてましたけれども。

【委員】

すいません。少々、的を外れるかもしれませんが、基本的に私は宗像市が発展するには人間が、人口が増える以外にないと思うんですね。だから、そういった意味でいえば、介護の問題はそれに従事する従業員の方が非常に不足しているのは、国でもわかっているわけですし、現場でもわかっているわけですから、それを少々遠回りになっても、そういう方々を養成することによって、私は宗像市全体が人間が増えるんじゃないかっていうふうに思います。具体的に申し上げれば、宗像市の受け入れ体制っていいですか、例えば、看護大学があるところなんていうのは全国でも本当に数ヶ所なんですよ。ところが、宗像にせっかくできてるけど、もう400名以上増えないみたいな感じで運営されてるし、あるいは、そういうのに対して市がもっと学年で100名だったら150名にしなさいとか、200名にしなさいとかね、そういった要求ができるものであれば、そういった形で市の全体の厚みを高められることができるかというふうに思うんです。で、少々、ピント外れで申し訳ないですが、例えば、東海大学の短期大学がほとんどがなくなってしまったんだろうと思うんですけども、あいつたものを介護のそれに従事する人をそこに誘致して、そういうものをつくっていけば、宗像市全体に介護のまちとして大きい力が出てくるだろうと思うんですよ。そういった意味で、例えば、看護大学の定員を増やすとか、あるいは、東海の短大を利用するとか、あるいは極端に言えば宗像市の高校の中に看護専門の高校ができるとか、そういったことで受け入れの体制をつくりながら、全体のそれに対応する力を高めればですね、需要は待ち受けてるわけですから、そういったことを逆に考えたほうが早いんじゃないかなっていう気がするんですけど。意見として申し上げておきたいと思います。

【会長】

何か市のほうからございますか。

【事務局】

若干、私どものほうでお答えできる範囲でお答えさせていただこうと思います。市として進んでる部分もある

のはあるんですが、まず、東海短大の跡地、これは16年から募集を中止なされたというふうには聞いています。健康福祉部ではないんですが、他のセクションのほうを含めまして、学校法人としての東海大学のほうと跡地の利用なり、有効な活用については議論を進めているというふうには聞いておるところでございます。内容的なものはまだお話しできる部分がございますので、一応、そういうふうな、あくまでまだ、われわれも今お考えになっているようなところを含めてですね、アクションにはちょっと移している状況はありますという事実だけは、ご承知おきいただければと。あと、高校の中に看護、介護の学科をというご提案であります、これは非常に悩ましい部分でもありましてですね。その高校生、じゃあ、宗像高校がありますが、その2クラス、実は中学校に変わったところですが、もう2クラス減らしてそこを介護の学科に変えていくのか、子どもたちの考えなり全体の需要がどうなんだろうか。これは、日赤の看護大学の増員の件でも同じですけども、全体としての保健師の需要、看護師の需要がどうあるのかということもやっぱり1つ大きいんだろと思う。ご議論いただいています介護の世界なり、ないしは医療の世界では、もっと必要な部分もあるんでしょうけれども、やはり医療は医療の世界、いろんなご議論もあっているようでありましてですね、その辺を需要にきちんと答えていかれるのか、なおかつ公的な機関でいらっしゃいましょうけども、やはり勝手にそこは許認可のところで、定員数というのは許認可のところがございますので、そこはやはり悩ましいし、非常に難しい部分もあるという現実のご理解いただければと思うところでございます。なかなか市のほうが、宗像市を福祉のまちにしたいから、ここを何とかって言うことは言えるか言えないかといいますと、私は言えるんだろと思う。ただ、これはお願いの範疇であって、主体者として当事者がどうご判断なさるか、そういうことかなというふうには思います。

【会長】

あまり言い出すと今治市みたいになってしまいますので、看護専修学校っていうか看護師を養成するのは、宗像地域では准看護師の養成学校として、福岡病院に付属の看護学校がございます。なかなか准看護師は、看護協会とかの中で、正看護師と准看護師のいろいろあるんですが、どこの准看護師を養成するとも学校として成立するのがなかなか難しい状態になってるので、一度閉学っていうんですかね。やめられるような形を取られてましたけど、また、再開っていうか始められるようです。それから、水光会に付属の宗像看護学校がございます。ここは正看護師を育成する学校です。日赤看護大学という大学の組織で、看護師、保健師、助産師を育成するような形になっておるわけですけど、悩ましいところはですね、地元にあるから必ず卒業生が地元就職するかどうかという、非常に悩ましいところがあって、それぞれ、例えば、医療法人とか医療機関とか、医師会とかで奨学金制度をつくらたりとかですね。それから、早めに就職活動のときの募集をしたりとかはしてますけど、もともと来られてる学生さんも全ての方が地元の方じゃないっていうこともあって、委員が言われるように学校を増やしてもなかなか根づいてくれないっていう、そこからちょっと変えていかないとしょうがないんで、なるべく地元に残っていただくように私たち医師会も努力はしたいと思っております、その辺は市と協力しながらいろんな施策ができればと思いますし、介護職に関しましても同様のことが言えて、地元の方がそういう養成学校を出られても、なかなか地元の介護施設で働かかっていうのは、また別の問題になってくる。それぞれの学生さんなりが、やっぱり自分たちの職業として選択したときに、なるべくなら家から通えるところがいいでしょうけど、彼らの彼女たちの条件面の希望もあるでしょうから、なかなかその辺がうまくいかない部分もご理解いただければと思います。他に何かございますか。はい。どうぞ。

【委員】

介護現場で働かせてもらっている立場からちょっとお願いというか、なんですが、正直介護の現場というのはかなり人材が厳しいので、計画の中に介護保険の持続というのを入れていただきたいと思います。それは、人材の確保、例えば、介護で働いている方を、他の村とかであるんですけど、介護の仕事をしてる人が来たら、住宅手当が少し出るよとか、税金が少し安くなるよという形で誘致してるところがあるので、そういうものを入れていただくのと同時に、確実に人材が揃うことは今後ないと現場としては考えておりますので、いかに制度を簡略化するかということも盛り込んでいただきたいと思います。これは事業の継続性を考えたときに複雑な制度になりますと、それだけ手間がかかるという形になりますので、それをいかに簡略化していかかっていうこともちょっと盛り込んでいただくと、3年間の計画ですので、3年後には私どもの業界ではさらに厳しくなっているだろうという予測のもと、動いているところが多いですので、そこも含めた計画として立案していただくと、介護現場で働いている身としては大変助かります。

【会長】

その辺いかがでしょうか。事務局。

【事務局】

確かに、今、ご指摘のとおりですね、人材が不足していると、これは私論になりますんで、どこまで私も申し

上げられるか、例えば、保育園の保育士さんがやはり同じように不足しています。市のほうでは、この地に新規に就職していただく保育士さんには家賃補助を出しています。例えば、介護現場で働かれる方にそのような同じような施策がもし打てることができれば、宗像で仕事をする少しの魅力が増してくるのかなど。ご指摘あったようなところに対しては、クリアするというか少しでも改善できるための施策につながるのかなというふうに思うところであります。これは、また、自分で申してできるできないというのは、ちょっとはっきり申せないところではありますし、財源的にもやはり大きくなってまいりますので、これは、ご発言の趣旨をしっかりとらせていただいて、ベースの部分、まずは、本当はこの7期の中では地域包括ケアシステムの構築というふうに表示をしていますが、そもそも持続、その手前が本当は現場の認識なんだよっていうご意見でございますね、そこは、どう盛り込ませていただくのか、表記をするのか、趣旨のところをちょっと検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

【会長】

よろしいですか。他にどなたかいらっしゃいますか。どうぞ。

【委員】

今のお話とも関連することが1つと、それからもう1つ、地域包括ケアについての意見を言わせていただきたいんですけども、基本的には宗像市に是非努力していただきたいことは、税収を増やしてください。税収を本当に増やしていただくと解決できることがたくさんあってですね、住宅手当出しているとおっしゃったんですけど、地域手当でてないので、結局基本給とかいつも入ってくるお金の点で保育士も介護のほうも少ないので、福津とかでとまっちゃうわけですよ。福津は出ますから。結局、そういう意味で、そういう足りないところを税収がたくさんあればカバーできるわけなので、介護保険でやろうとすると、税金でカバーできるのは50%しかありませんから、それよりも横出しとかですね、そういう付加的なところを市が面倒みるっていうような形です。被保険者の方に負担をかけずにサービスを充実できる場所だと思うので、基本目標のところ介護保険のサービスを充実しますっていうふうにおっしゃってるんですけども、今、委員から言われたように、介護保険のサービスは今、現状維持的なところで止めといていただいて、それプラスアルファなところでたくさんできれば、つまり税金で面倒見るところも、税収を増やしてもっとそこをやっていただく介護保険の持続性っていうのも高まっていくんじゃないかなっていうことと、人材の確保っていう点もすぐできるんじゃないかなっていうこと。人材の確保がなぜ必要なのかっていうのは、その次の意見で申し上げたい、地域包括ケアです。前回の事業計画の立案のとくと、今回と違うところは、やっぱり地域包括ケアが本格的に稼働しなければならぬという状況で、しかも、地域包括支援センターを分割してするという、圏域ごとの地域包括ケアをしっかりとやっていかなきゃいけないっていうところなんですよ。地域包括ケアをやっていくためには、そこに優秀な人材が必要なんですよ。つまり、地域の人とコミュニケーションがきちんととれて、その地域づくりをしていける。ない資源も地域の人と一緒に考えてやっていけるっていう、それだけの実力のある人が配置されてないと、地域包括ケアできないです。そういう人に対しては、しっかりとお金を払って、そういう人に来てもらわないといけないわけですね。現在いる人がどういう能力があるかっていうことを言っているわけではなくて、地域の中で受け入れていただくには、それ相当の時間がかかるので、長期にその地域にいて、その地域の人と顔見知り、話が通じ合う関係がつかれないと駄目なんですよ。だから、長期にそこにいてくれる人で、地域の人とちゃんと関係づくりができて、地域包括ケアができて、なおかつ、地域ケア会議とかやりながら、地域の中で必要なことを引っ張っていけるというような人をいかに確保していくのかっていうのは、すごく大事なところなので、地域で支え合う地域づくりっていうふうになっていますけれども、実際、地域ってそんなに強くないです。地域の中でかなり疲弊してるのでですね。だから、その疲弊してる場所を耕しながら、皆さんの力を出していけるような形にしていくには、相当な力量が必要ですね。ですので、そういった人材の確保っていうことについて、かなり真剣に取り組んでいただきたいっていうことが1つです。そして、あんまり地域の人に重荷を負わせないようにですね、というような形も考えていただきたいなというふうに思いますので、先ほど他の障がい者のことと一緒にっていうふうに言われたんですけども、やっぱり支え合うっていうのが、高齢者だけで支え合うっていうのは、ちょっと無理になってきているので、子どもと高齢者とかですね、そういう交流を図りながら、お互いに支え合うような形の取り組みっていうか、子育て支援を高齢者がやり、子育て中の人は高齢者の支援をするみたいな形の地域づくりっていうのが実は必要なので、そういった方向を考えていただければというふうに思います。以上です。

【会長】

ありがとうございました。何か発言ありますか。

【事務局】

委員ご指摘のとおりですね、地域手当といえますのは基本的には公務員の給料にプラスされる手当なんです、実情を申しますとお隣の福津市は15%、国の指定では、宗像市ゼロでございます。10万円の基本給であれば、福津であれば15,000円がついて宗像市は10万円だけですと。これがベースになりまして、保育士さんですとか、介護の現場の職員さんの労務単価、これが決まってしまうという悲しい現実があります。ですから、私ども市のほうでは、全国市長会ですとか組織的なところでの地域手当の制度っていうのは、しっかり見直してくださいと。そこでいろんな職種なり、地域の姿に影響を与えてますっていうところは、引き続き訴えているところであります。増やすというご提案なり、方法については、これはまさにおっしゃるとおりだと思います。企業の誘致ですとか、それから生産年齢人口をたくさん招き入れるとか、そういう定住化の施策もたくさん打ってきておりますし、その辺がなかなかすぐに実になる状況もないとは思いますが、徐々に効いてくるのかなというふうに思っています。あとは、爆発的に改善できる良い方法というのは、あまりないのではなからうかというふうに考えるところではあります、どちらかといいますとぼくとつに努力をしている状況ではあります。ただ、お考えについては、まさにおっしゃるとおりだろうというふうには思っております。施策については、介護保険の外で、当然、先ほどご紹介しました保育士さんの手当についても、これは当然、国庫補助の外ではありますので、同じ考えからしますとこれが単費というふうになると思います。これは制度設計のものではありませんので、そこでやらざるを得ないんだらうというふうには思っております。人材確保の部分については、やはりこれもおっしゃるとおりでありますし、お互い支え合うようにということで、幼老共生であるとか、地域の高齢者と子どもたちをつなぐ、サロンから発展させたような仕組みづくりも以前からやっておりますし、なかなかこれも仕掛けの部分がかうまくいわずに実現してるところは多くありませんし、確か、前回、ないしは前々回のところでいただいたご発言に対して、少しお答えしたようなところもあると思いますが、そういうところもうちとしては、今後もっと力を入れて実現させていかなきゃいけないところだなというふうに思うところであります。

【会長】

ありがとうございました。是非、住み慣れた地域で支え合い、いきいきと安心して暮らせる人たちが、高齢の方だけではなくて、若年層の方たちも住めるようなまちづくりということで、都市計画とか、子育て支援とかそういう横断的な部分での市としての対策というか、対応を望んでおりますので、よろしく願いいたします。他にどなたかいらっしゃいますか。ないようですので、第4章以降の部分についてお気づきの点やご質問がありましたらお願いいたします。ございませんか。それででしたら、引き続きまして本日配布資料の第7期事業計画期間における施設整備方針について、事務局から説明をお願いします。

○第7期事業計画期間における施設整備方針について

<事務局説明>

【会長】

ありがとうございました。今の説明に関しまして、どなたかご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【委員】

地域密着型事業所のものなんですけれども、今、ちょっと定期巡回型を圏域を限定して考えてみるっていう、これを例えば、小規模多機能にも100%ではないとは思いますが、似たような中心として、その事業所がある近隣の圏域を中心としてサポートしていくっていう考え方に市として移行していただけないかなっていうのは、ちょっと個人的な意見なんですけれども、今、小規模多機能って市内5ヶ所あるんですが、圏域が全部市なんです。全市域を全部カバーするっていうのは非常に厳しいんですね。特に生活の場として、在宅のきめ細やかなサポートができるっていうのが小規模多機能の良さだと思うんですけど、例えば、うちは田野地区に、田野とか玄海、大島地区っていわゆる圏域にあるんですが、ご利用者の方の中には、自由ヶ丘南とか王丸とかですね。3号線挟んで向こう側の方とかもいらっしゃるんですよ。その方にきめ細やかなサービスをするようになったときに、ヘルパー1つとっても、「今から行きます」どんなに頑張っても30分後とかになるんですね。やっぱり、小規模多機能の本来は自宅との密着性というところを考えると、もともとが市内に1ヶ所しかないとか2ヶ所しかないっていう現状であれば仕方がないのかなとも思ってたんですが、結構、5ヶ所になってきて、それぞれの圏域がカバーできるんじゃないかなっていう状態になった今、そういった話しは密着型事業所の会議とかでも少ししたことあるんですけれども、地域包括ケアで、包括支援センターが6分割になるっていうこともあるじゃないですか。それに伴って密着型事業所の圏域のあり方っていうのをもう1回考えてもいいのかなっていう

のがちょっと思ったことです。

【事務局】

確かにですね、定期巡回で圏域を限定してと申し上げたのは、あくまで日の里に事業所を構えていただいて、お客様は日の里だけにこだわらなくてもいいですよっていうぐらいで考えています。例えば、近くの中央中学校圏域の方じゃ行けないのかという部分は、別に制限するつもりはございません。おっしゃいますように、小規模多機能については、6圏域のうち河東圏域以外に1ヶ所ずつあるんですよね。本来の地域密着型サービスの趣旨からして、下駄履きで、おおむね30分以内にサービスに駆けつけられる範囲でとかというのが理想としてありますので、市がそれぞれの圏域の人しか利用できないというような制限をすることはちょっとできないと思うので、一応、契約自由の原則はあるんですね。選択の自由というのもあるので。ただ、やはりそういった、さっき言われた自由ヶ丘の方を、玄海に事業所があって、サービス提供に支障をきたす場合もありますからって、お客さんのことを思うと、せっかく自由ヶ丘にもあるので、そちらを利用されてはいかがでしょうか、そういったような横の連絡とかはないんですか。逆に。

【委員】

あります。むしろ、今、5事業所の中でそれを連携してやってる現状はあるんですけども、それを例えば、ケアマネジャーさんあてだったり、包括のほうだったりですね、公式に言えないのであれば、オフレコでじゃないですけど、こういう感じで主導してほしいっていうような働きかけをしていただいたほうが、やはり、サービスの相談があったときに私たちは考えるんですね。その方にとって本当にうちがいいんだろうかと。いろんな理由で紹介をいただくんですけども、場合によってはうちよりも別の、もっと近い小規模のほうがいいですよということで、そちらをご紹介したりして、お互いにやってるっていう現状があるんですけども、それをもう少し明確にしていってもいいのかなっていうのは感じてます。

【事務局】

それと、先ほど申しましたように河東圏域にないので、河東の方は割と近めのところで見ただければなんと。河東も旧玄海に接してるので、利用に結びついている方もおられると思うんですね。ただ、圏域に限定っていうのは、ちょっと考えてはないですね。

【事務局】

いろいろご意見をいただいておりますが、これは正直申しましてですね、制度の制度設計、これが地方都市にあってるのかという部分は正直言って、あろうかと思えます。大都市部に合わせてこの狭い圏域でっていうような制度設計があると思えますんで、本当は厚生労働省の職員さんにもっと現場を見てくださっていう話もあると思いますが、その辺は市としても福岡県の力を借りながらですね、いろんな意見、現状に合わせた意見を具申していかないといけないと思っておりますし、先ほど委員のほうからもご提案いただいたように、共生型っていう新しい考えが出てまいりました。であれば、施設の需要、ニーズっていうのもその制度設計の上に乗っかっていかなきゃいけないんじゃないかっていうことは本来はあるんですが、その辺は何も見ずに一律的に需要を出せというふうな今はルールになってますので、で、あれば、もう1、2年、そこがきちんとできるまで余裕くれませんかっていうのが本来正直な気持ちです。ただ、残念ながら今のルールはルールでございますので、その辺について現状としてのお考えを示して、ご理解をいただきたいというふうなところでございます。

【委員】

絶対限定してとかっていうのは、ちょっと難しいかなって個人的にも思いますが、やっぱり、コンパクトにコンパクトに、密に密にっていう流れの中で、やっぱり密着事業所もどうしていくのがいいのかっていうのは、全体で考えていく必要があるのかなっていうのは、ずっとこの会議をとおして思ってます。うちも河東地区にはないからとかっていうわけではなくてですね、全体的に見なきゃいけないなと思うんですが、やはり、おそらく包括支援センターが6分割していくと、そこが中心になって近隣施設とその資源っていうのが、集中していくとか、その中で連携してやっぱり協力していかないといけないのかなっていうのは思います。それで何ができるかっていうのは、私たちも考えていかないといけないかなと思います。

【会長】

ありがとうございました。介護支援専門員の方の研修会とかですね。再度、それぞれの施設の意味合いとか、動き方っていうのを再研修していただいて、そもそもどういった方たちが、どういうところを利用して、どういう地域でっていうか、距離の問題とかそういうのも含めて研修すると、誘導ではないけども、本来の趣旨に見合ったようなプランニングをしてくれるんじゃないかっていうところは、介護保険課でもできるんじゃないかというふうに僕は考えます。だけど文書化するっていうことではないですよ。だから、そういったような研修とか

で、介護支援専門員の方に、もう1回見つめ直してもらう機会を市のほうで考えていただきたいというふうなところもあると思いますし、お隣の市で定期巡回、随時をやり始められたところがございますけど、漏れ聞くとところによると、かなりスタッフが疲弊しているのが実際のところみたいですから、あれは柏市とか高層の集合住宅があるところでやる分には、ものすごく適してる事業かもしれないけど、それを戸建ての家が散在しているような宗像とか福津で当てはめようとする、ちょっと無理があるから、そこは少し解釈を変えて利用するとかってというのが1つの施策じゃないかと思ったり、実際に密着型に関連してくるのかもしれないですけど、お泊りデイサービスを利用している方たちの実態っていうのを把握されて、そういう方たちを今後どうしていくのか、今のままでいいのか、デイサービスのほうにそういった事業としての展開の仕方をあれする方法がないのか、それはルールを決めるのは国であったりしますから、なかなか難しい部分はありますけど、実態としてやっぱりそういう人たちが、いわゆる居宅系のところで、生活の場として生活してるのは事実だと思いますね。介護保険外で。そこをどういうふうにしていくかっていう問題も是非行政として考えていただきたいと思います。

【委員】

それを言った1つの理由に、5事業所の定員っていうのが、小規模多機能は29人なんですけど、1ヶ所も定員まで到達しているところがないのが、やはり現状にあるんですね。なのでその定員を満たす、まず、定員を満たさないことには事業として継続するのが非常に厳しい現状があるので、そこを考えたときにもやはり本来の小規模っていう姿をもう一度考えたほうがいいのかと思います。

【会長】

ありがとうございました。他にどなたかいらっしゃいますか。ないようですので、次の報告事項の2番目ですけど、認知症初期集中支援チームの設置について、事務局から説明をお願いします。

○認知症初期集中支援チームの設置について

<事務局説明>

【会長】

ただいまの説明に関しまして、どなたかご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【副会長】

これは認知症の初期集中支援ということですから、専門的な職種、そういう方が関わられるというのは当然そのとおりだと思います。国からの資料を見させていただきますと、認知症地域支援推進員っていうのが、この施策を推進するために位置づけられとるんですね。あと1つだけ要望しときたいのは、宗像市においても認知症のサポーター養成講座とかですね、あるいは、他の団体でということされとるわけですね。ところが、これが必ずしも活躍するような形、場所っていうのがあまり与えられてないと。専門職が中心かもしれませんが、そこ辺をどうサポート体制の一環としてですね、組織化していくかということ、是非、考えていただきたいなと思います。以上です。

【事務局】

認知症サポーターの受講者のその後の活動の場ということなんですけど、実際本市においても昨年度までですね、受けてその後の活動の場がないところが課題としてありました。そこで、本年度から、認知症サポーター養成講座を本市の場合も宗像市社会福祉協議会のほうに委託して実施しておりますが、宗像市社会福祉協議会のほうに加えて委託して、こちらは認知症地域支援推進員ということで委託しておるんですけど、サポーターのその後の活動の場をということですね、つくるようにということで今年度委託しております。主に今年度の取り組みとして、顕著にさせていただいたのは、認知症カフェの実施ですね。それで、認知症サポーターの養成講座を受けた方の次に、認知症サポーター養成講座のステップアップ講座っていうんですが、そちらのほうも今年度社会福祉協議会のほうにおいては、認知症カフェのテーマに集中した内容で実施させていただいております。今後も認知症カフェだけに限らず、地域で社会福祉協議会さんのほうは、地域での福祉のノウハウをお持ちですので、それを活かしたうえで、認知症サポーターの方の活動の場を、是非、環境のほうを整備していただきたいということで、協議を進めております。1つの事例では、今、城西ヶ丘のほうで、そういった活動をされたいという方がいらっしゃってですね、一緒に今、いろいろと活動を進めようとしていたりしているところがございます。以上でございます。

【会長】

他にございますか。医師会の人間ですんで、認知症サポート医の補足をちょっと説明させていただきますけ

ども、現在宗像医師会の中には7名の認知症サポート医がおります。宗像市が4名で、福津市が3名。ただ、今後、宗像市の医療機関のほうに5名になって、福津市の医療機関のほうに2名になるところでありまして、今月の頭に土日を利用して、サポーター医の養成研修会がありましたので、私と先ほど名前が出てきました宗像医師会の理事が2人でサポーター医の研修、2日間詰め込みで受けてきましたので、宗像医師会としては9名になります。ただ、宗像市の医療機関だから、福津市の医療機関だからという形で、宗像と福津で担当を区分するのではなくて、医師会として担当させていただきたいと思っておりますので、宗像市の医療機関ですけれども、福津市の例えば、包括支援センターのほうの認知症初期集中支援チームのほうに入る可能性もございまして、逆の場合もあるということをご承知いただきたいと思っております。それと、最近、かかりつけの患者さんからご相談受けたことがありまして、ご高齢でひとり暮らしの方、ご家族が遠方に住まわれている方が何回も同じことで電話してこられると、多分認知症の初期じゃないかということをご心配されて、どうしたらいいですかと、その人とかその家族には自分の口から言えないと、当たり前だと思いましたが、包括支援センターのほうに相談なさったらいかがですかというふうにお話ししたんですけど、そういうふうにして悩んでいる住民の方たちがいるんじゃないかなというふうに思いますので、今までもされてたと思いますけど、その住民啓発という意味で、何かいい方法があれば市のほうとしても考えていただけたらというふうに思います。それと、他にどなたかご質問、ご意見ないでしょうか。あります。はい。どうぞ。

【委員】

会長に付け加えてなんですけど、住民啓発も含めて、宗像市内にあるお店ですね。店舗への啓発とかもあつたらすごくいいなと。具体的にどこかというわけではないんですけども、やっぱり、団地の中にあるお店、日の里団地の中にあるお店とか、いろんなちっちゃいお店に地元の方って行かれると思うんですが、そこでのお店の人とその方との関係性ってすごくあると思うんですね。お店の人もそういった知識があるのとならないのでは、全然違うと思いますし、お店の人があれっ？って気づいたときに、どこに相談すればいいのかなっていったところもあるとすごくいいのではないかなと思いました。

【会長】

ありがとうございました。他にございますか。市のほうから何か。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。今年度は、そういった啓発・周知も含めまして、認知症ケアパスとあって、認知症の方に対する制度の説明だとか、こういった内容、そういったものがわかる内容のものを作成するようにしております。こちらは必ずしも認知症の方、またその家族だけを対象に配布したりするのではなくですね、一般市民の方、やはり国のほうも、これまで厚生労働省だけの話でしたけど、安倍総理が全庁あげて取り組むというところから、国民的な課題として位置づけられておりますので、今年度予算的にもかなり広く周知できるようにしておりますので、特に店舗等に関しても、いろんな業種の団体とかありましたら、そういった団体も含めて周知、是非、させていただきたいと思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございました。

【会長】

よろしく願いいたします。特に初期になると小銭を出さなくて1万円札だけ出して釣り銭で小銭がいっぱいたまった財布持ってる方たちがいらっしゃいますので、是非、注意深く見ていただきたいと思っております。他にございませんか。ないようでしたら、先ほどのところにちょっと戻らせていただいて、第7期事業計画期間における施設整備方針についてですけど、いただいた意見を含めてご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(一同賛同)

【会長】

すいません。副会長からご指摘いただきましたので、よろしく願いいたします。それでは、次に3つ目の指定地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局のほうからお願いします。

○指定地域密着型サービス事業所の指定更新について

<事務局説明>

【会長】

ありがとうございました。ご質問やご意見はございませんか。なければ、本日の会議全体をとおしてのご質

問、ご意見はございませんでしょうか。そうでしたら、その他、事務局から何かございますか。

4. その他

【事務局】

報告事項として2点ご報告をさせていただきたいと思います。まず1点目、前回の介護保険運営協議会で、今年度、宗像市地域包括支援センター業務委託におけるプロポーザルを実施し、3ヶ所実施をする予定であるということをお伝えいたしました。その後、8月8日に応募要項を公示いたしまして、応募申請の提出期間を8月7日から9月8日までとしておりました。その結果、河東地区、それと南郷・東郷地区につきましては応募がございましたが、日の里地区については応募がございませんでしたので、この場で報告をいたしまして、引き続き日の里地区につきましては、再度プロポーザルを実施したいというふうに考えております。以上、1点目のご報告となります。2点目のご報告ですけれども、今年度、平成30年1月1日に開設予定としております自由ヶ丘地区の地域包括支援センターですが、設置場所につきましては、現在、不動産と交渉中でありまして、この場を借りてご報告をさせていただきます。以上です。

【会長】

ただいまの件について、ご質問、ご意見ないでしょうか。ないようですので、他に何かございますか。

【事務局】

長時間に渡りまして活発なご意見ありがとうございました。次回、第4回なんですが、実は日程を決めさせていただいておりました、10月26日(木)午後6時半からお願いしたいと思います。正式には、また通知を差し上げたいと思います。では、会長、閉会のほうを。

5. 閉会

【会長】

はい。それでは、これをもって平成29年度第3回宗像市介護保険運営協議会を長時間に渡りましたけれども、閉会させていただきます。